

公益社団法人松戸市シルバー人材センター個人情報保護会議設置
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター個人情報保護
規程(以下「規程」という。)第30条第2項の規定により、公益社団法人松
戸市シルバー人材センター個人情報保護会議(以下「会議」という。)の組織、
運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 会議の委員は常務理事、総務部会長、事業部会長、広報部会長、女性
部会長及び総務部会理事1名を選出し6名で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

3 委員は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後
も同様とする。

(運営)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 会議の委員長は常務理事があたり、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会議を統括し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議で審議する事項は、規程第29条第1項に基づく異議について、
審議するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長
の決するところによる。

5 会議は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明
を聴くことができる。

(報酬及び諸謝金)

第6条 委員会活動に参加した場合の報酬金は、「公益社団法人松戸市シルバー
人材センター役員報酬等及び費用に関する規程」及び「公益社団法人松戸市
シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに準じて支給す
る。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、庶務係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、委員長
が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。